

# 養育家庭に なってみませんか！

養育家庭制度は、いろいろな理由で親と一緒に暮らすことのできない子どもたちを養子縁組を目的にしないで、家庭に迎え家族と一緒に生活し、養育していただく制度です。

たとえば、あなたのご近所で・・・

保護者の方が急な入院等で、  
お子さんだけになってしまったら・・・

そんな時、ご自宅でお子さんを預かっていただければ、  
転校せずに通学できます。

短期（約1ヶ月程度）から長期まで、ご自分に合った地域の子育て支援ができます！

共働きの方でも、お気軽に！

児童養護施設で生活している子どもたちを夏休みなどに1週間程度、お預かりいただく**フレンドホーム制度**もあります。

養子として迎えたい方には、**養子縁組里親制度**もあります。

お問い合わせは

三鷹市子ども家庭支援センター  
のびのびひろば 0422-40-5925  
東京都杉並児童相談所 03-5370-6001

## お預かりいただく期間は？

- ◎原則として1ヶ月以上です。
- ◎2年を超える場合、2年ごとに子どもを継続して預かるかどうかを確認させていただきます。
- ◎短い期間であればという方には、
  - ・養育していただく期間が2ヶ月以内と見込まれる子どもを預かることができます。
  - ・他の養育家庭が現に預かっている子どもを数日間預かることができます。

## お預かりいただく子どもは？

- ◎親の離婚、家出、病気、虐待などの理由で、親と一緒に暮らすことができない、おおむね0歳から18歳までの子どもです。

## 申込みに資格はいるの？

- ◎都内にお住まいで、25歳以上65歳未満のご夫婦。  
⇒配偶者がいない場合は、子どもの養育経験又は保育士や看護師の資格があり、18歳以上の子又は父母等が同居している方。
- ◎居室が2室10畳以上ある。
- ※その他詳しい要件は、お問合せ先にご確認ください。

## 養育に必要な支援は？

- ◎児童相談所が中心となって支援を行います。
- ◎養育に疲れた場合には、子どもの養育を一時的に休息できます。
- ◎養育家庭同士が集う機会があります。
- ◎経験豊富な養育家庭が相談に応じます。
- ◎養育に必要な知識を学べます。

## 養育に係る費用は？

- ◎日常生活費や教育費などの養育費は、児童養護施設等に入所している児童と同等の額が支払われます。
- ◎養育家庭への手当が支払われます。

連絡先

## のびのびひろば

- 住所 ●〒181-0013  
三鷹市下連雀3-30-12  
三鷹市中央通りタウンプラザ3階
- 電話 ●0422-40-5925
- FAX ●0422-76-6819
- 開館時間 ●月曜日～土曜日の午前8時30分から午後7時  
(日曜・祝日・12月29日～1月3日はお休み)
- 交通機関 ●三鷹駅南口から徒歩7分  
小田急バス「法専寺前」から徒歩5分

子育て援助 市民同士の助け合い

## みたかファミリーサポートセンター

- 住所 ●のびのびひろばと同じ
- 電話 ●0422-76-6817
- FAX ●0422-76-6819
- 開館時間 ●月曜日～金曜日の午前10時から午後7時

お預かり

## 病後児保育

仕事などで保育ができないときに、病気の回復期のお子さんを“あきやまルーム”でお預かりします。

- あきやま子どもクリニックで登録してください。

